

南北朝、室町期における庄園的收取機構

——東寺領丹波国大山庄を中心にして——

田 沼 陸

一、はじめに

戦後、名、田堵、名田、名主更には領主制等の研究の発展により、庄園制の構造的な理解は著しく深まった。渡辺氏による幾内均等名庄園の実証的研究¹、庄園制に時期区分を志さんとする安田氏²、更には中世史研究にすどいメスを入れた安良城氏の庄園制二重構造論³等数多くの研究成果を私達は与えられている。しかしながら十二世紀十七世紀の中世社会を如何なる社会と規定するかの説を得るに至っていない。

庄園制の研究は、単に庄園を理解するにとどまるものではなく、中世を通じて一般的存在であった庄園的收取機構Ⅱこれ自体は歴史的に多様な形をとり変化するものであるがⅡを追求することにかかつているのである、その解明はとりもなおさず中世社会の基本構造を明らかにするものである。

ここでは政治史的に一つの大きなエポックを画した南北朝、室町期における庄園收取機構を中心に論を進めてみよう。この期における庄園的收取機構の変移の追求は、守護領国制展開の解明と密接不可分の関係に

あるが、今は単に前者の面のみをみていくことにする。分析の対称は、比較的史料豊富な東寺領丹波国大山庄にする。

二、南北朝期に至る大山庄

(承和十二年)
八四五年官省符の下符¹によつて、官省符庄としてその第一歩をふみだした東寺領丹波国大山庄は、以後平安、鎌倉、室町期を通じて東寺領庄園の重要なものの一つであつた。平安期についての詳細は西岡氏の優れた研究に譲るが、庄園領主東寺を中心にしてみれば、政治的には、国衙勢力の国役賦課、及び庄田収公³に対する闘いであり、院政権の強力な庄園整理政策を背景とした国衙勢力Ⅱ在庁官人層の庄園抑庄政策によつて、東寺領としての大山庄は、一時滅亡に近い状態にもなつたのである。⁴一方庄内に目を向ければ、土地所有に関して庄民との間に根強い対抗関係があつた。東寺はその支配論理として、四至内に段歩の私領も認めないという態度をとつたのであり、⁵この事実が、庄園領主的土地所有に対立するものとして、庄民の土地私有が強力に行われようとした事を裏書きするものである。

こうした難関をとにかく克服し、耕地六十町、外に山林という規模で鎌倉期に入つたものらしい。⁶

承久の乱の恩償として、大山庄新補地頭に補任された中沢氏は、その後庄内に着々と地歩を築いていつた。大山庄は仁治三年より地頭請所となり、一三世紀末中沢基員は東寺の申し出によつて、下地分割を行い、⁷地頭分における領主制展開の基礎を置いたのである。この結果大山庄領家方は

池尻村一井谷

田地 一四町四反十代 畠地 三町

賀茂荃谷田 一町八反三十五代

西田井村

田地 八町七反五代 畠地 二町 合計 田地二十五町、畠五町、

外に山林若干という構成をとることになつた。領家方耕地山林に關しての、東寺の一円的支配は一応確立したことになる。この下地分割に關して注意すべきは以下の二点であらう。

まず第一に地頭方下地に關しては、地頭の一円領主権が確立することである。地頭基員が「…年貢以下寺役等自今以後、雖^レ為^レ二塵^一地頭方不^レ可^レ三相^レ懸^一」と述べている如く、在地領主制展開への道を、法的に認められることになつたのである。ここでこの問題を全面的に展開することは主題から離れるので、ただ一点を指摘するにとどめる。それは建武の政変によつて一三三三年新見庄、太良庄とともに「…地頭職永代

所^レ被^レ付^レ當^レ寺^一也^一」との後醍醐天皇論旨にもかかわらず、中沢氏及びその一族は、依然として地頭方を支配していたことである。

第二に当庄における下地分割は地域的分田であり、坪分け中分でも、又全庄を単に機械的に分けたものでもない点である。そして原則的には、同一庄民の上に、庄園領主、地頭の二重支配が行われることはなかつたと考えてよいものと思う。¹¹こうした意味においては、最も徹底した下地分割と云い得よう。

次に下地分割以後の東寺の庄園支配についてみていこう。結論的に云えば、分田以後数年を経ずして、早くも庄園支配機構の内部分裂という現象が起る。寺院機構の変化が庄園支配に影響を及ぼしたためであり、この傾向は中世寺院の一般的傾向であつた。当庄においては、供僧管理下になつていた長者得分の員数をめぐつて、寺家方執行し供僧との間に紛争が起り容易に結着がつかなかつた。¹²かかる庄園支配機構内部における給分量についての紛争は、結局下地の分割支配という現象をとるのが、この期の顯著な特徴であつた。行きつくところ、大山庄所務は供僧の沙汰とし、¹³寺家方執行には現作田三町六反を切田し、¹⁴小行事、職掌、中綱等に各々二町八反を分田することになつたのである。¹⁵供僧は、給田として切田した残りを大方分として管領することになつた。¹⁶かかる領主権の分裂は必然的に庄園領主としての東寺の、在地支配力の弱화를招来する。これは又庄民にとつて有利に作用したのは当然のことであらう。

第1表 文保元年名田保有状態

保有者名	一井谷	一井谷 (相伝分)	西田井	計
	反代	反代		反代
平 庄 司	7.10	.45		8.05
源 内 郎	1.45	1.20	1.00	4.15
二 郎 校	1.00			1.00
弥 五 郎	2.30	.25		3.05
ゆ い な	.45	.05		1.00
むまのせう	8.25		2.00	10.25
与 四 郎	1.10		1.00	2.10
平 七 司	3.00	1.20		4.20
与 一 庄 司	4.35	.40	2.00	7.25
二 郎 庄 司	1.25			1.25
藤 内 郎	2.00			2.00
惣 五 郎	4.35	1.00		5.35
庄 司 太 郎	2.25			2.25
藤 判 官 代	1.40	.30	3.00	5.20
明 善 願	4.15	1.25		5.40
進 士 太 郎	7.05		7.05	14.10
進 士 太 郎	1.00	1.00	1.00	3.00
見 ち こ	2.00			2.00
え ち こ		3.00		3.00
西 紀 藤 次 郎	1.25	.25	7.00	9.00
平 孫 九 郎	6.45	.35		7.35
平 孫 九 郎	2.00		2.00	4.00
平 孫 九 郎			11.00	11.00
平 孫 九 郎		.10	1.00	1.10
押 領 道 妙 官 次 道			2.00	2.00
西 上 藤 源 藤 三 入 道			5.00	5.00
			6.00	6.00
			1.25	1.25
			2.00	2.00
			1.00	1.00

第2表 名田保有高階層構成

町	以 上	3 人	4 ~ 3 〃	3 人
10	~ 9 反	1 〃	3 ~ 2 〃	6 〃
9	~ 8 〃	1 〃	2 ~ 1 〃	5 〃
8	~ 7 〃	2 〃	1 反 以 下	1 〃
7	~ 6 〃	1 〃		
6	~ 5 〃	4 〃		30 人
5	~ 4 反	3 〃		

名田合計 13町7反25代
1人平均 4反20代強

この期における庄民の動向を述べる前に庄民の存在形態について触れておく。(文保元年)
一三二七年の内検帳によれば、田地一筆ごとにその名田保有者を書く記載様式をとっており、この事実、新たに年貢負担者となつた名主職所有者、名田保有者の現実的土地保有が、庄園体制下の基本的経済構造になつてゐることを私達に知らせるものである。第一表は名田保有状態を人別に整理したものであり、第二表は保有面積による階層構成をみるためのものである。この検注帳及び表より考え得ることを列挙してみよう。

まず第一に切田分、給田分六町余及び畠は検注の対称となつていない。しかしこれらの耕地も表にみる三十名の庄民によつて耕作されてい

ると考えるのが自然であり、従つて保有名田は表示されたものよりかなり多くなると考えられる。

次に一井谷名田中、相伝分として記載された土地は、一般名田に比して強い権利内容を彼等庄民が持つていたものと思われる。

第三に一井谷、西田井の両村落に保有名田を持つ庄民の経営は、請作者か或は隷属的家族経営を従えた経営であらう。

第四に畠が検注の対称となつていないことは、田地に比して相対的に生産性が低かつたためであらうが、領主権力との関係でみた場合、庄民の畠地に対する結びつきは、より強固なものとなり、彼等の重要な再生産維持地となつていたものと考えられる。

こうした存在形態をとる庄民を全体として如何に把握すべきだろうか。五、六反以下の名田保有をしているものが庄倒的であり、又検注面積に給田分六町余、及び畠五町を加えての平均保有高が八反余になることを考えて、家族労働力によつて経営する自家家族経営が、基本的な生産単位になっているものと考えて大きな誤りはないと思う。勿論単にこうしたもののみでなく、下人、所従等の家内労働力を有する経営、又家族経営を営みながらも、有力名主の下に隸属して生産に従事したのもあつたであろう。例えばこの段階で最高の名田保有者連願は、一井谷、西田井にそれぞれ七反五代つづ名田を保有しているが、一方においては名主連願の家族経営、他方においては一乃至複数の家族経営が、名主連願の隸属下に行われていたものと考えるのである。

こうした存在形態をとる庄民は、有力名主を中心に惣的結合を行い、領主権力に対してかなり独自性を發揮していた。結合の精神的紐帯となつたのは村落神としての六所明神であり、現実生活の面では水利の問題である。²⁰ 用水の管理は、元々庄園領主が一手に握つていたものであるが、鎌倉末期には庄民の手に委ねられている。一三二八年、一井谷名主百姓二一名は、一人々々「井料」を差し引いて年貢を収めている。²¹ これは彼等名主百姓の共同用水管理を物語る以外の何物でもない。

こうしたことを媒介として結合を強化した一井谷名主百姓は、^(文保二年)一三二八年、庄園収取の面で現実の力関係を如実に反映させる年代を自ら起請文を書いて東寺に要求している。²² その内容は一井谷名田の年代を

上田 段別七斗五升

中田 〃 五斗四升

下田 〃 四斗五升

の三等級に定めようというのである。地頭との分田以来一様に段別一石²³であつたのと比較して、その有利さは決定的であろう。この名主百姓の申請は、寺家側の認めることとなり以後大山庄の存続する限り維持されている。

ではこの斗代決定は庄民にとつて如何なる意味を持つものなのだろうか。彼等の間により多くの余剰生産物を確保することが可能になつたのである。これは必然的により一層の階層分化を招来する。近世以前においては、余剰生産物は常に中間者層に吸収されるから。以後の階層構成はこの事を裏がきしている。

かかる名主百姓の政治的要求は、同年前雜掌慈円寺公文が、大野三郎以下の輩と結托して年貢収納に関して不正を働いた時、これを訴え、かつ東寺の不明をつき、然るべき沙汰がないなら「有何勇^レ可^レ致^二当庄^一之見住^一哉、所詮不及^二是非之^一糺明^一、於^レ被^レ苛^二責^一土民等^一者、永逃^二散庄^一内^一可^レ暗^二跡^一者也²⁴」と全庄逃散をほめかして、彼等の立場を強く主張しているのである。かかる行動をとり得たのは、先に触れた様に、彼等名主百姓間の惣的結合の爲であつた。^(文保二年)一三二八年の百姓申状に、百姓等として署名している妙法師、平庄司、藤判官代、与一庄司等は、この結合の中心的存在であろうが、前引内検帳によれば、その保有名田は、

六反、八反五代、五反廿代、七反廿五代であり、概して上層名主クラスのものだったのである。

三、南北朝室町期における庄民の存在形態

南北朝室町期における庄園制的収取機構を論ずる前に、この期における庄民の存在形態をみてみる。これは一三七一年の名寄帳¹によつてかなりはつきり窺うことが出来る。まずこの名寄帳の性格について一言触れておこう。一三六九年、大きな懸案となつていた半済撤廃運動が効を奏し、大山庄領家方における東寺の一円支配は回復した²。これを契機として在地を強く把握しようとした庄園領主東寺の意図のもとに作成されたのが、この名寄帳であると思う。元来庄園領主の古代的性格を強調する余り、ともすると年貢収取のみに専念し、他は全く考慮外のことの様に考えられ勝ちであつたが、年貢収取の為めには在地の状態をよく把握することが前提条件であり、現にそうした動きのあつたことを見逃しては様だに思われる³。従つてこの名寄帳は在地Ⅱ名田に対する庄民の保有の在り方を明確に浮き彫りにしたものと考えるのである。

以上のことを前提としてこの名寄帳を分析することにする。まず鎌倉期と異なる点は、部分的にはあるが、名主職の分化の見られることである⁴。庄園体制下における名主の名田保有権は、現実には「職」の知行として表わされ、下地知行をも含めて、その名田に関する庄園体制下の枠内での全ての権利を内包するものであつた。従つてその段階における

名主職と職の分化以後のそれとは、同じ名主職と云つても厳密に区別して論じなければならない⁵。しかし或る時期に至つて急に判然と区別される名主職になるのではなく、時期的にも両者は併存するものであり、又一人の名主百姓の中にも双方の名主職（名主職と加地子名主職）が存在している場合もあり得るのは当然であろう。南北朝後期においては、厳密に加地子名主に転化している名主はほとんど見られず、保有地の大なり小なりの部分については自家経営を行つていたものと考えられるのである。この名寄帳の記載様式を分類し図式化すると、およそ以下の四類型になる。

(一) A分X

(A、Bは人名、X、Yは名田面積)

(二) A分X内Y分

(三) A分X内Y分作

(四) A分B分X

のごとくである。

(一)は

真淨分谷田六反廿代

上 三反卅代 分米二石八斗一升八合

中 二反卅代 分米一石四斗五升六合

己上 四石二斗七升四合

に代表されるものであり、真淨は元のままの名主職を持ち、名主真淨の家族を中心とする経営が行われていたものと云えよう。これに属するのは十五例に及び(四割)概して経営規模は小さい。例外として二町二反

四五代（一井谷一町七反）の名田保有者行岡が含まれている。この経営が如

何に行われたかは史料の記すところではないが、鎌倉末期に言及したごとく行岡の家族を中心とする経営と、彼に隸属し、この名寄帳に名を表わし得ない家族経営の結合したものと考えられないだろうか。

(二)は

宮内分 谷田三反 西田井四反

此内上一反宗真(分)

一反平内大夫分

上□反廿五代 分米一石一斗一升

中一反廿五代 此内廿五代
与一庄司分 分米八斗四升

上四反 西田井 分米二石一斗六升

己上 四石一斗一升

に代表されるものであるが、これは部分的に名主職の加地子名主職と作職への分化した場合と考えられる。ここで宮内(A)は(七反一斗二反)即ち四反二十五代だけについては完全なる名主職を持っており、二反二十五代については加地子名主職を持っているものと考えられる。宗真、平内大夫、与一庄司はそれぞれ一反、一反、二十五代について作職を持っているわけである。

(三)は

与一分 谷田三反半 中一反半 孫五郎作也

上二反 分米七斗四升

中二反半 分米一石四斗

己上 二石一斗四升

に代表されるものであり、中田一反半に関する与一と孫五郎との関係は、(二)の加地子名主職所有者、作職所有者のようなものでなく、孫五郎は与一の保有名田を請作しているものと考えるのである。

(四)は

姫籠分

宗真分 二反四十五代

(中略)

己上 七斗八升

に代表されるものであり、(二)と同じく、加地子名主職、作職の分化したものと考えられるが、この場合は名田のすべてに関してこの分化が行われ、しかも作職所有者が年貢負担者となっているものと考えたい。この推定は宗真分妙心分一反とある妙心が年貢負担者になっていることにより一層確実になるであろう。

以上便宜的に分けた個々の類型についての考察を終るが、特殊な場合を除きA分に表わされるAが年貢負担者になっていることは、この期の未進徴符によつてはつきり判るのである。しかも(一)の記載様式に属するものが約半数に及ぶことにより、自家経営部分についての年貢負担者が比較的多いと云えよう。ここで注意すべきことは、Aの部分とBの部分に名を表わすもののがかなりあることである。又(二)で考察した様に一人の

AⅡ名主職所有者に対して複数の作職所有者が存在する場合もあり、しかもここでの作職所有者宗真、平内大夫、与一庄司は別の個所において名主職所有者として、又別の作職所有者としても名を出している。こうした関係を整理する意味で名主職所有者による階層構成を示すのが次の第三表であり、又第四表は経営面積による階層構成を示すものである。名主職所有者によるそれは、ほぼ鎌倉末と同様であるが、経営面積によるそれは鎌倉末期に比してかなり顕著な分化をしていることが判る。以上この名寄帳より判明することは、何らかの意味でこれに名を表わすも

第3表 応安4年
名主職所有者高階層
構成

1町以上	3人
10～9反	1人
9～8人	0人
8～7人	1人
7～6人	1人
6～5人	1人
5～4人	1人
4～3人	8人
3～2人	6人
2～1人	10人
1反以下	0人
	32人

第4表 応安4年
経営面積階層構成

1町以上	2人
10～9反	0
9～8人	0
8～7人	0
7～6人	2人
6～5人	1人
5～4人	5人
4～3人	7人
3～2人	6人
2～1人	17人
1反以下	1人
	41人

のは四五人を数え、その内庄園領主から年貢負担者として把握されているものが三二人であり、他の一三人は公的年貢負担者ではないということである。この中には動乱期を通じて擡頭しつつあるものも含まれてい

るカッウスはこれより十年後、公的年貢負担者となっている。¹⁰ 右の事実
は彼等の独立的地位の獲得にはプラスする所大であつたと考えるのであ
る。さうした所に所謂「辺境」における在家農民が、名主の隷屬下より
独立する困難さに比較して、幾内乃至その周辺における直接生産者の一
応の独立が比較的早期に行われ得た一つの要因があると思うのである。
くり返しになるが、庄園領主権力の在地浸透度が強ければ強いほど、有
力名主による直接生産者に対する規制力は弱まり、彼等の独立には有利
だつたと云えよう。

以上一四世紀後半における庄民の存在形態は鎌倉末とほぼ変わらず、保
有名田の自家経営が基本的ではあるが、部分的には「職の分化」が見ら
れるようになる。^(検注総面積一三町余のほかに一割の三町余)。しかしまだ加地子名主として領主化の
道をたどるほどの有力者は存在しなかつた。ここにおいては名主とい
作人といい、その間に階層性を考えることは出来ない。更にこの「職の
分化」とは区別さるべきもの、即ち有力名主の下より独立しつつあつ
て、後に年貢負担者となるものも少ないながら存在していた。ここで一
言ことわっておくことがある。第四表によつて判るように経営面積が矮
少であり、これで再生産が可能だろうかという疑問は誰にも浮かぶであ
ろう。しかしこの検注帳は鎌倉末文保元年の内検帳の分析においても指
摘したように、切田分(箱田分)七町余¹¹、畠五町を除く供僧管理下の大分
のみであり、これに加えての平均経営面積は五反半余となり、再生産維
持に事欠くほどではないであらう。南北朝期における庄民の存在形態を

第 5 表 名 田 の 移 動

応安 4 年名寄帳 行 岡 分	一 井 谷 5 反 40 代	西 田 井 1 町 7 反 5 代
至徳 3 年名寄帳 行 岡 分	(一 井 谷) 5 反 40 代 今はカッウス分	(西 田 井) 1 町 7 反 5 代 自 名

終える前に、動乱期を通じて擡頭してくる直接生産者の一例を実証しておく。この期、顕著な上昇を示したカッウスは、一三八六年田数名寄帳¹²によれば一町三反余の名田に関係しているが、その中で移動の判明するものを挙げれば、

三番子三反 山田彦六分 今はカッウス
 ♪ 一反 与一庄司分
 ♪ 五反卅代 行岡分
 ♪

のごとくである。九反四十代に及ぶ耕作権を行岡等三人から得ているものと考えられるが、注目すべきは五反四十代行岡分^(今はカッウス分)である。先に分析した一三七一年の名寄帳における行岡分は第五表上段のごとくであつて、その経営が、彼の家族を中心とするものと、彼の支配下にある家族経営の結合したものとの推定を与えたが、その十数年後、至徳三年の段階になると、一井谷五反四十代は明らかに今はカッウス分となつており、先の推定を裏書きしている。即ちカッウスは自己の生活維持に必要な経営地を持つに至つた結果、今までの行岡の支配を断ち切りつつ、一井谷五反余に対する経営権を得るに至つたものと考えられるのである。¹³ こうしたものも含め庄民は百姓、

父は名主百姓と呼ばれ、又自称したことは数多くの百姓申状等によつて確認することが出来る。上島有氏が播磨国矢野庄の研究において「：私は名主百姓という言葉は、漠然と農氏を指すのではなく、その初期においては、かかる厳密な内容（旧名体制の分解の結果出現した百姓名の名主で、それは年貢徴収の百姓名の名主は自作を）を有するものであつたと考えた¹⁴。」と述べているが、私もこの見解には略賛成であり、大山庄においてもほぼ同様であつたと考えている。しかし端的には「職の分化」も見られ、氏の云うごとくならば、厳密な意味での名主百姓とは幾分變つてい存在と云えよう。そしてこの傾向は益々顕著になつてくる。

室町期十五世紀以降になると村落構造は大きく変化する。大山庄領家を構成する一井谷、西田井の両村落に大きな差異が現われてくる。一三九八年大山庄長内出田注人によれば、西田井勘出田三町は、

老町卅代 田中殿
 四反 田中方中間下部
 三反 岡屋田子殿
 口反 岡山
 反内廿代荒 山岸方
 反内廿代荒 山岸方
 ♪ 同人
 反内廿五代荒 岡山
 反内十代荒 蒲内

のごとくであり、地頭中沢氏の一族田中¹⁶、更に岡屋、岡山、山岸、蒲内等の庄外土豪勢力が在地そのものに深く入つて来ている。西田井名田は除々に大山庄領家方名主百姓の手から離れていくのである。右の傾向は「三十四石八斗三升、西田井不作捨田分、半分沙汰仕候へと被_レ仰下_二候、此下地他庄之作人程遠候間、不_レ催促及_二殊当年損亡事にて候_一」¹⁷とあることによつても明らかであり、更に「此よし^{（曾懸連ん）}なけき申候へ共、御免なく候間、所せん西田方御下地の事へ、まいらせあけ候¹⁸」とあり、一層明らかになる。領家方名主百姓による西田井名田の捨田と他庄の作人による耕作という事実が窺えるであろう。こうして十五世紀中頃には西田井名田の大部分は細田や高畠なる国人勢力に占められ、残りの少部分を十名内外の名主百姓が散在百姓分として保有しているのである。¹⁹西田井は領家方名主百姓による名田放棄→荒廢化→国人勢力の進出→新開↓その支配下にとりこみというコースをたどつていった。

次に一井谷を中心とする村落構造をみていこう。一四三七年の内検帳

第6表 永享9年内検帳

谷	反	代
夫内名	6.30	
大平家	5.30	
近	3.25	
大	9.00	
右大芋ヲ堀下坊掃西里左里小行政上政	3.25	
大	7.00	
ハナ左衛門	10.05	
田	4.00	
天神	9.40	
部	17.20	
谷	4.25	
近	6.30	
五道	10.30	
西	7.05	
名工	8.25	
神工	6.15	
16人		

を整理したのが右の第六表である。南北朝後期に作成された検注帳と比

較してみた場合、内検帳という内在的制限を考慮しても、二つの点でその性格を異にしている。まず第一にこれは、正に年貢収納のみを目的としたものであり、従つて庄民の存在形態のすべてを示してはいず、単に年貢徴収責任者を記したにすぎないという利用上の限界があるのである。一例を示せば、

一、行恒名²¹ 政所兵衛八反廿五代内

三反五代 小行事

五反廿代 大方

中一反 五斗六升

(中略)

以上二石一斗六升一合のごとくであり、行恒名八反二五代の年貢徴収責任者は政所兵衛であるが、その経営が誰によつて如何に行われたかは知り得ない。政所兵衛は加地子名主職をも持つ有力名主と思われ、ここに記載された十六名は多く右のごとき存在であろう。

第二に注意すべき点は年貢負担者の激減である。南北朝後期には三十名以上存在したのに、ここでは半数を数えるにすぎない。この数的減少は南北朝末以来の階層分化によつて出現した有力名主百姓を年貢収納責任者とした事を裏がきしているものと云えよう。²²従つてこうした範囲内ではこの名寄帳も真実性があるものと考えてよいであろう。この期損免要求、代官排斥などで活躍するのは右にみたような有力名主百姓だったのである。南北朝後期、庄民を具体的に把握せんとして詳細な検注帳

を作成した庄園領主権力と比較した場合、在地支配力の差異は決定的であろう。ここにおいて私達は、こうした在地の構造変化に対して庄園領主が如何に対応していたかを、改めてとりあげねばならなくなった。

四、庄園支配の更新

一般に庄園制の盛衰は、その収取の量及び質によつて判断することが出来る。なんととならば、庄園制の本質は、名主と名主の保有せる名田を基盤とし、それより年貢課役の徴収を行うことにあるからである。この意味において大山庄の盛衰をみるために現存する五十数通の年貢散用状を分析して収取量の年代的变化をみてみよう。

第7表 年貢収取量

年次	収取量
1359~1367年	28石
1375~1380〃	52石
1381~1389〃	44石
1390~1395〃	29石
1 3 9 6 〃	16石
1 3 9 7 〃	16石
1 3 9 8 〃	25石
1400~1410〃	47石
1 4 1 1 〃	50石
1 4 1 6 〃	35石
1 4 1 9 〃	9石
1420~1430〃	12石
1431年以降	10石)内外 10貫)

表作成上の注意

- (一) 石未満は四抱五入し平均をだした。
- (二) 年次の繰々なのは現存史料による制限及び変化を明確にしたためである。
- (三) 収取量は国下用を除いた実質的なものを示した。

右表にみるような収取量の現象的变化は如何なる歴史的条件の反映なのだろうか。一言にして云えば、庄園領主、名主百姓、守護勢力の複雑な、しかも微妙な対応の仕方の集約的現われと云い得えよう。これを追求することによつて初めて庄園制の一時的安定、又その崩壊する必然性も理解されるのであり、守護領国制の具体的展開も解明されるわけである。本

節では南北朝後期における庄園領主の支配方式を見ていくことにする。

建武の政変が庄園領主にとつて有利に展開したことは云うまでもないが、室町政権も決して庄園制を否定する権力ではなかった。室町幕府法を少しでもひも解いた者は誰でも直ちに気付くことであろう。第七表より明らかなように、南北朝、室町初期にかけて、一時的安定期を迎え得たのも、一つには室町政権の庄園制容認の態度によるものである。これは当時ひんぱんに起つた地頭中沢氏、及びその一族による領家方田地五町の押領に対して幕府は重ねがさね停止すべきとの御教書を、守護山名氏に或は細川氏に下していることからもその一端は窺われよう。しかしより重要な事は庄園領主自身の対応の仕方である。既述のごとく一三六九年、東寺は大きな懸案があつた半済撤廃に成功し、半済給人田所某を退けることが出来たのである²。この半済撤廃運動は南北朝後期における庄園領主東寺の一大運動であり、当大山庄に限るものではなかった³。この成功を契機にして動乱の開始以来おそまつになっていた庄園支配を一気に建て直そうとしたことは推量に難くないであろう。庄園支配の一大整備政策は、詳細なる検注帳の作成という事実⁴に如実に窺うことができる。山城国上久世庄、播磨国矢野庄、摂津国垂水庄等いずれもこの南北朝期に二、三回に及ぶ検注を実施しているのである⁴。大山庄においては半済撤廃後二年、一三七一年に至り、早くも詳細な田数並名寄帳の作成が行われたのである。この名寄帳は先に分析した如く、単に年貢負担者とその運上高を記したのみでなく、個々の、名田に関する庄民の、そ

れぞれの關係の仕方をはつきり記したものであつた。こうした土地台帳を作成することは、在地の動きを出来得る限り把握しようとした庄園領主東寺の意圖の端的な現われとみられよう。こうした東寺の動きは一三八二年、大山庄領家方の所務職を請負つて代官になつた顯海が、六項目に及ぶ請文⁵の中で「一、名主百姓等繼目安堵等毎度可_レ執_二申_一寺家更不_レ可_レ有_二隱密之儀_一、將又為_二私計_一不_レ可_二補任_一事」と述べていることから、はつきり窺うことが出来る。即ちこれは次の様な意味を持つものと考ええる。元來名主職の相伝は、寺家に対する忠節を条件とする恩補相伝が庄園領主の眼目であつたが、一方名主は先祖相伝を主張したのである。先に分析した文保の内検帳に、一井谷相伝分として、一般名田から區別して記されたところがあつたのも、その萌芽的段階であつたと思う。こうした庄園領主、名主百姓の対立する關係の結節点として現われたのが、この繼目安堵による名主職補任であると考えるのである。即ち内容的には名主百姓の主張する先祖相伝を認める場合にも、あくまで領主に対する不法非法のない場合においてであり、形の上では常に名主職所有者の交替⁶ごとに、領主より新たに補任状を出す方法を採用したのである。これによつて在地における名田⁷名主職の移動をはつきりつかむことが出来たのであり、更に名主職所有者⁸年貢負担者であるから、名主百姓をもその収取を通じて把握し得たことにもなつたのである。更にこうした東寺の対応は、一三八六年の番頭制採用⁹にも窺うことが出来る。^(金堀三年)
これは大山庄領家方田地二十町余を七番、七番子に分け、七人の番頭を

任命しているのであるが、彼等は年貢収納の現實的監督者だと思つて、が経済的有力者ではないが、何らかの意味で庄内における社会的身分の高いものであつたことは疑い得ないであらう。番頭免として給分を与えられており、下級庄官の側面を持つものと云えるが、この番頭制の採用は、庄園領主—名主百姓という庄園的収取關係を何ら無意味にするものではなく、年貢収取の基本的單位は、あくまで名田を保有する名主百姓なのであり、この収取關係の円滑化を期したのが、この番頭制の採用だと思ふのである。⁹ここでもう一つ注意すべき事実がある。しばしば述べたごとく、東寺支配機構の内部分裂の結果として、執行、少行事、中綱、職掌等は、給分として分田¹⁰切田され、大方分とは別個の収取を行つていたのであるが、ここに任命された番頭は、切田分についても収納監督者となつており、年貢収納という面について云えば、庄園領主として統一的行動を示すに至つたものと考えたい。南北朝、室町初期にかけての年貢収納高に見られる庄園制の一時的安定現象は、内容的には、以上述べたごとき庄園領主東寺の対応が効を奏した結果と考えたいのである。

次に南北朝、室町初期における在地支配機構をみてみよう。名称の差異はあるが、寺家代官と地下代官が、この期における庄務執行機関であつた。まず寺家代官の性格について検討してみよう。^(永徳二年)
所務職に補任された顯海の請文の内容は以下の六項目にわたつてゐる。¹⁰
一、万事寺命により所務を行う。代官得分は運上年貢の五分の一とす

る。

二、年貢公事以下は百姓に直納させる。百姓と共謀して年貢催促を怠たつたり、又損亡に事かけて對曲を行うようなことはしない。

三、守護役人夫以下の煩いについては、守護方と縁があるから、出来る限り止めてもらう。

四、名主職の補任は継目安堵の形をとり、その度ごとに寺家に取り次ぐ、又私に補任しない。

五、地下斗代は興行の沙汰をする。

六、湯料四百文を、毎年沙汰をする。

右のごとき内容を持つものであつた。請文の性格については、一般に形式的なものであるとことがしばしば云われる。確かに代官請文は後に形骸化する。しかしその初期において、実質的内容を持っていたのは当然のことである。彼顛海が、東寺と対立して在地に領主制を展開すべき何らの意味も又理由もなかつたのであつて、正に庄園領主の在地代行機関として庄務にたずさわつたものと考えて差しつかえないであらう。

しかも入念な東寺は保障人を要求しており、この時には附近の在地士豪と思われる若林三郎左衛門尉盛継が請人となり「若令（若令）緩急（若令）任（若令）法付（若令）」

在所可預（若令）敵密御沙汰（若令）」と請文を捧げている。¹¹こうした東寺の配慮

も、在地の構造変化をつかみ、かつ収取量を確保せんとする政策の一環として存在するものと思う。

最後に地下代官の性格についてふれることにする。前節で分析した一

三七一年の名寄帳に公文快秀と共に署名している宗真は、一三七五年の地下散帳¹²、一三七七年の末進徴符¹³にも署名しており、後者においては彼自身七斗余の末進を行つてゐる。彼が地下代官たる十分の論拠であらう。更に彼は、右の名寄帳において、名主職、作職合せて六反四五代の名田に権利を有し、経済的には中堅名主百姓なのである。東寺は庄内事情に通じる有力名主を地下代官に登用し、庄務のより円滑化を期したのである。

以上要するに、南北朝後期から室町初期にかけて、年貢収取量にみられる庄園制の一時的安定現象は、庄園領主権力の在地把握の意欲と、その政策的成功によつたものであることが、明らかになつたであらう。

思うに、東寺による庄園支配の更新性を、余りに強調しすぎたきらいがないでもない。しかしこの点とはかく見過ごされ勝ちなので特にこの一節を設けたのである。

この間にあつても庄内名主百姓の階層分化は進み、末進、損免要求は一層激しさを加え、守護の収取強化とあいまつて庄園制を崩壊に導いていくのであるが、次に南北朝、室町期における庄民の動向をみていく。

五、南北朝、室町期における庄民闘争

鎌倉末、斗代決定に独自性を發揮し、又對公文闘争に「全庄逃散」をほのめかすほどに結合を強めていた名主百姓は、この期、更に強力な闘

争を展開する。その対象は、庄園領主、武家代官、及び新たな収取者守護勢力であるが、最も基本的なものは、云うまでもなく庄園領主権力に向けられるものであり、中でも直接的なのは年貢末進と損免要求である。今末進、及び損免高の判明するものを編年的に整理したのが左の第八表である。

第8表 末進及び損免

年次	末進	減免額
1359年	2石	33石
1365〃	3〃	
1366〃	2〃	9〃
1367〃	9〃	
1375〃	14〃	
1376〃	9〃	
1379〃	11〃	
1380〃	14〃	11〃
1381〃	7〃	23〃
1388〃	10〃	27〃
1390〃	8〃	10〃
1396〃	6〃	5〃
1397〃	53〃	11〃
1398〃	6〃	28〃
1402〃	15〃	
1406〃		3〃
1410〃	3〃	21〃
1411〃	1〃	27〃
1419〃	1〃	23〃
1420〃	4〃	25〃
1427〃	11〃	10〃
1429〃		43〃
1430〃	2〃	
1431〃	3〃	
1438〃	8〃	7〃
1445〃	3〃	15〃
1447〃	3〃	
1448〃	2〃	
1452〃		

A 末進

末進は云うまでもなく、庄園領主の収取量に直接影響を与える非合法的手段である。それ故に、南北朝、室町初期に庄園制の再編を目指した庄園領主権力による直接的な対応手段、即ち名主職の没収ということも起るのである。一三七六年一石余¹、一三七九年には全体の²強に及ぶ三石余²と末進を続けた行岡は、同年四月、その「末進懈怠の不法」により七反三十代におよぶ百姓職（名主職）を没収されてしまった。その百姓職はそのまま恒延に宛行われたのである³。こうした圧力にもかかわらず行岡は依然として末進を続けている。彼がこうした行動をとり得たのは、庄末進が全庄的規模で行われたためであろう。即ちほぼ全名主百姓

が末進者として名を連ねているのである。しかも既述のごとく地下代官もその末進者の一人となつていような庄内情勢であつた。この末進の年代的特徴は、第八表から判るように、南北朝—室町初期にかけて多く行われている。この事實は先に述べたこの期を庄園制の更新期と結論づけたことと矛盾するようであるが、決してそうではない。庄末進は原則として翌年徴収されるのであり⁵、かつ後述する末進よりも、より高度な闘争手段たる損免要求は、一四世紀末より連年的になるのだから。その後の末進は量的にもそれほど問題ではなくなつていく。一方損免要求は末進闘争がしりぞくにつれてこれに変わつて実質的闘争になつたものであり、十五世紀中葉まで激しく展開するのである。以上二つの庄民闘争の概観を述べたのであるが、次の様な見通しが出来ると思う。末進は略庄園制の一時的安定期において顕著に見られる庄民闘争であり、庄民が対庄園領主闘争を損免要求に切りかえるにつれて庄園制は動揺、崩壊の道をたどる。十五世紀中葉以降はいずれも散発的となるが、このことは庄園制が徹底的崩壊段階にあることを表わしているものと考えられる。即ちこの頃には守護領国制が郷村を基盤として展開しつつあつたのであり、かかる段階においては、庄園的収取に對抗すること自体が、さして意味を持たなくなつていのである。では庄園制を崩壊に導いた損免要求運動は如何に展開したのでろうか。

B 損免要求

これは庄末進と異なり「地下損亡」のための要求であり、一応合法的な手段である。現に損亡のあつたことも事実であろう。しかしこれは十五世紀以降は庄園的収取に対する抵抗になつたものと考えられる。⁶この損免要求は末進に比してより政治的意味を持つ闘争手段であつた。一四一五年、一井谷名主百姓は、一井谷年貢の⁷免を要求し、寺家側が承諾すれば「御下地の毛おもひろい、御年くをとりきた可^レ申候」と主張し、西田井については「御下地の事ハ一粒も御年貢沙汰可^レ申候やうも候はす候」なのに、東寺の御免がないので「所せん西田井御下地の事ハまいらせあけ候……」と下地耕作拒否を主張している。⁷この結果は既述のごとく現実となり、西田井名田の荒廢化を招き、その後国人の支配下に入つていつたのである。こうした庄民の主張は、「百姓等との署名からも判るよう」に、損免要求の主体たる名主百姓相互間に強い団結があつたのみならず、全庄民の統一的意志が存在して初めて可能なことであつた。時にはこの要求の貫徹の爲めに京都にまで行き直接東寺と対決することもあつたのであり、かかる行動をとり得たのは一般農民ではなく、地侍化している有力名主であつたろう。十五世紀⁸以降における庄民闘争の主導者は、こうした存在だつたと考えるのである。この損免要求に対する代官の動きは複雑である。武家代官中西明全は「以外損候、末作毛悉立置候、早々御披露候て損亡をも被^レ下候者、可^ニ御目出^一候」と述べているように庄民と共通の立場に立ち東寺に損免を要求している。しかしこうした態度が如何なる契機から出てくるかが問題であろう。応永二十年代の百姓

申状に、代官の非法の一つとして「……^(結句)けんく^(損) 応永廿二年^(谷) せんまう堂には^(谷) 乃にて候を乃にな志てめされ候」とあることによつて明らかであろう。即ち⁹免で名主百姓より年貢をとり、¹⁰免としての年貢を庄園領主に進納し、その差額を自己の利益にしているのである。一方庄内においてもそれぞれの立場によつて損免要求の程度の差は認められるのであるが、¹¹地下代官、名主百姓以下作人層は明らかに庄園領主と対決する階級的立場にあつたのであり、東寺はあくまでその収取の実現を志したのである。この事は、損免要求、損免率に対して随所に見られる「就^ニ是非^一不^レ可^レ叶」とか「無^ニ御承引御座^一候」という態度によつても明瞭であろう。しかしこの損免要求はこれを主導する有力名主にとつては領主化への道であり、又作人層にとつては、消極的には再生産維持、積極的には生活向上になるのであり、一石でも多くの損免を獲得せんと、彼等庄民は動いたのである。それ故逃散をはめかして強氣に出る一方、損亡が「よき程に¹⁴も候へは、申ましく候へ共、余之事外候間、如^レ此申上候」とか「此分(損亡)能々寺家様へ御申候て百姓等御扶持候者畏入候」というように下から低く出る場合もあつた。実質を得ようと強柔自在に立ちまわつたのである。こうした庄園領主、名主百姓の本質的対立のため、損免率において不一致をみるのは必然的現象であつた。十五世紀中頃一院谷名主百姓は、寺家(代官)の四分の一免に対して、谷の上は¹²、下は半損を主張し、それだけ免ぜられなければ「かないましく候」と神文の形式をとりこの損免要求の主導者的存在であるひこ三郎、えもん、大夫太郎等九名

の連署によつて代官所に進上している。¹⁷ あらゆる可能な手段を用い、一石でも多くの損免獲得を期したのであつた。

ではこうして獲得した成果は如何に配分されたのだろうか。まず南北朝期についてみてみよう。一三八八年大山庄地下引物注進状¹⁸によれば

(前略)

一、損亡事 西田井 四町七反卅代

分米 二十五石一斗四升

上 分米 五斗四升

下 分米 四斗八升

此内三分二御免 十六石七斗四升配之

上 引物 一段別ニ三斗六升

残一斗八升アリ

下 引物 一段別ニ三斗二升

残一斗六合^(升カ)アリ とある。

即ち損免率 $\frac{2}{3}$ の割合で上田、下田の定斗代からこれを引き、残りを年貢として納めているのである。保有名田とその田種に応じて免ぜられる公平な配分方法と云えよう。損免額の実質的成果は名主百姓間に正當に吸収されたものと云えよう。

次に損免要求の最も激しい展開をみせる十五世紀以降はどうであろうか。この期における損免要求も、あくまで免率を正面に立てて行われ、東寺の方でも同じく免率で与えるのが一般的であつた。左に略記したの

は散用状をも含めて、この種の史料を整理した結果である。

一四〇二年 $\frac{1}{4}$ 免獲得

一四〇六々 $\frac{1}{5}$ 免獲得

一四一一々 損亡二十一石五斗

一四一五々 一井谷 $\frac{2}{3}$ 免、西田井全免要求

一四一九々 二十六石五斗八升六合損免獲得

一四二〇々 二十二石九斗六合損免獲得

一四二七々 一井谷 $\frac{1}{2}$ 免獲得、西田井 $\frac{2}{3}$ 免獲得

一四二九々 十石御免

一四三〇々 半損免獲得

一四四三々 西田井全免要求

一四四五々 七石御免

一四五二々 西田井 $\frac{2}{3}$ 免、谷上 $\frac{2}{3}$ 免、谷下半損免要求、 $\frac{1}{4}$ 免獲得

一、二の例外を除き、要求する側も、又与える側も免率が先行していることが判るであろう。この事實は重要な意味を持つている。即ち損免獲得の成果が、保有名田の面積、或は名主職の所有高に応じて公平に配分されることを示しているからである。しかしこのことは庄民全体についてみた場合、南北朝期とは重大な差異があることに気付かねばならない。第三節において述べたごとく、南北朝期比較的フラットな内部構造をもつていた庄民は、この期には有力加地子名主Ⅱ地侍的名主百姓と作人層の二つに階層分化を遂げていたのである。そして現実に名田を保有

するものは、或は名主職を所有するのは前者なのである。とすれば減免の対象も当然彼等となり、かくて損免獲得の実質的成果は、これら庄内有力名主百姓の吸収するところとなつたのである。¹⁹⁾

こうした庄民による庄園領主権力への闘争と、更には南北朝末以来の名主百姓の階層分化などの現実に対して、一時的安定を示した庄園領主の対応も破たんを生じることになる。十五世紀になると顕著になる武家代官の補任も、実力をもつて立ち上つた名主百姓を抑えようとして、庄園領主のとつた最後の手段であつた。

六、代官請負制

庄園領主の支配政策が効を奏し、一時安定を保ち得た南北朝後期—室町初期以降、先述のごとく、末進損免要求は徐々に収収実現を困難にしていた。守護による収取もようやく著しくなつてくる。又和市に窺える貨幣経済の浸透は名主百姓の階層分化を一層激化させ、その中から有力加地子名主を発生させていった。かかる庄内外の情勢変化は、直ちに収取量に影響を与えずにはおかなかつた。第七表に示した様に、一三九六、七年と二年連続して京進年貢僅かに十五石余という有様になつた。しかし東寺は直ちに敗退するのではなかつた。僧代官に代るものとして武士勢力を庄園機構に組み入れ、庄園収取の維持に務めたのである。次の表は室町期における大山庄代官を示したものである。

最初の武家代官は、一三九八年に補任された守護被官喜阿弥だつた。¹⁾

第9表 室町期の代官

年次	大山庄代官
1398~1407年	喜 防 弥
1408~1416 "	稻 毛 修 理 亮
1417 "	定 源
1419 "	中 西 重 行
1424 "	法 橋 賢 真
1428~1430 "	稻 毛 修 理 亮 土 屋 宗 玄 (稻毛修理亮)
1430~1438 "	中 西 明 善 (全)
1443 "	乗 善
1448 "	乗 彌 清 増
1454 "	岡 弾 正 弘 経 亮
1478 "	進 藤 修 理 亮
1482 "	中 沢 帶 刀 元 葛
1503 "	中 沢 白 河 国 元 葛
1508 "	進 藤 元 広

この武家代官の登用は正に一時的なだが成功している。収納年貢は漸増し一四一六年頃までは三五—六十石を保っているのである。しかし中西重行が武家代官となつた一四一九年以降は、京進年貢十石内外を得るに過ぎなくなる。武家代官の補任は、本質的矛盾を内包していたためである。当初すでに「……ここに喜阿弥方応永五年より里所務の事申つる所^(中略)年々さんようのちかいはつん^(敷用)んにして……又さんよう状をもたすして雅意にまかせて沙汰いたすところ也^(敷替)」と雑掌頼勝に云わせるような代官喜阿弥だつたのである。こうした武家代官は又庄民にとつても望ましいものではなかつた。支配権力の弱い方が彼等には有利だつたから。ここに名主百姓が東寺の直務を望む必然性がある。東寺の代官代替の意図と時を同じくして、一井谷名主百姓は、種々の代官の非法をあげ「御代官御寺より御下シ候て、御百姓御たすけあつかひ候ハ、畏入候⁵⁾」と代官喜阿弥の更迭と、東寺からの代官下向を望んでいる。しかしこのことは、あくまで彼等自身の発展の爲めであり、庄園制を擁護するもの

でなかつたことは、あの激しい損免要求闘争からも明らかであろう。一方代官喜阿弥は弁明に務め「御寺領錯乱事御煩敷存候、幸近所私領候へハ、代官堅申付御寺領無為無事候ハん事肝要候て……」⁶と表面的にはあくまで庄園領主の気げんをとっている。かかる現象は武家代官なるものの本質を端的に窺わせるものであり、彼等の立場の不安定さを如実に示している。これが在地土豪の一般的姿であり、庄園諸職内で自己を成長させようとし、又そうせざるを得なかつた彼等の大きな矛盾でもあつた。

この事件の結末は、代官喜阿弥の更迭と、新たな武家代官稲毛修理亮の補任となつた。「右当庄領家方所務事去応永十五年以来預置清浄光院法印^{玄快}之處、地下所務事令^三稲毛修理亮^訖……」⁷とあるのは、この補任が私的契約である事を物語っている。しこうして彼も決して忠実な代官ではなかつたのであり、この事は「……而彼年以来年貢以下不法無沙汰之間、去月比召下上使令^三検知^二之處、為^三代官^一隱田事百姓等致^三訴訟^二之間、被^レ令^三改替^二之由候……」⁸との雑掌申状によつて明らかであり、更に「……隱田之奸謀并年貢抑留之条令^三露頭^二之間、……為^三寺家^一召^三出所務人^二之處、為^三又代官^一方^三稻毛^二及^三違乱^一不^レ避^三渡下地^一召^三編^二取百姓^一結句^三刈^二取作毛^一及^三数々濫妨^二之条、言語同断之次第也」⁹とあるにより一層明瞭になる。一面庄園領主権力に庄園的収取機構を利用しながらも、武力を背景として、庄園的収取を自己のものにせんとしているのである。しかし彼等代官には、まだ庄民を自己の経済的基盤として組織

することは出来なかつた。前引史料の中に「召^三堀^二取百姓^一」とか「刈^三取作毛^二」とあるのはこの事を物語っているものである。これは前代官喜阿弥にしても全く同じであつた。このように武家代官としての在地領主は、庄園機構内の一翼という立場の弱さと共に、自己の内部にも、封建領主としての弱さと矛盾を内包していたのであり、それが庄民に対して右のごとき態度をとらせたのであろう。かくて庄民による代官排斥は必至となる。庄民に対する種々の非法をかかげ、¹⁰逐電をほのめかし、「寺家より御代官給候て、御百姓おも御へし候ハ、かしこま里入候」と寺家よりの代官下向を望んでいるのは、前代官喜阿弥の時と同じであつた。

しかし武家代官と庄民の関係は右のごときものばかりではなく、強く結合する場合もあつた。一四二〇年代再び代官に補任された稲毛修理亮¹¹は、庄民の大きな支持を獲得したのである。一四二九年、大山庄名主百姓は、東寺政所を焼いた彼等を支持した代官稲毛に対し「……東寺よりむりの事を仰候て、御代官志き^{（書）}をとりはなし、よの人を下候とも、御百姓出あい申ましく候……」と、大夫二郎、さこのせう等六名の連署請文のもとに、代官稲毛を全面的に支持しているのである。¹²かかる庄内情勢故、この前年十ヶ年契約で代官職に補任された土屋宗玄は、下地を支配することが不可能となり、「……不^レ用^三本所之成敗^二無理之義を申、地下不^二去渡^一候……」という稲毛入道の態度は如何ともし難く、結局地下得分の半分を得るべく、前代官稲毛と契約するのが精一杯であつた。¹³稲毛入道

が、かかる行動をとり得たのは、右のごとき庄民の支持があつて初めて可能なことだつたのである。かかる現象は他にも見られる。年次末詳細宗書状に「何様に東寺の補任候とも、中西方折番候へてハ成生涯候共、不_レ可_二渡申_一候_三中西百姓を語らい此方請ふし候なと色々に申候間、事延候ハ、六借候へく候_三」¹⁴とあるのも右にみたような庄民の支持を得た在地主豪中西の存在を明確に浮き彫りにしているものである。とすると当時庄内において、或は庄園支配に関して現実の力を持つていたのは、庄園領主でもなく、又代官でもなく、庄内有力名主百姓自身だつたといふことになるであろう。彼等の支持なくしては、所務を円滑に行うことは不可能だつたのである。

かかる立場にはあつたが、代官はその可能な最大限の範囲で経済力を蓄えるべく行動した。経済力の蓄積は、とりもなおさず、彼等の領主制発展の前提であり、又結果だつたからである。

「御年貢御公事物等守_二先例_一可_二致沙汰_一」との条項は代官職請文に共通にみられるが、これが忠実に実行されなかつたのは、先にみた通りである。代官得分は、荒廃田、地下散用を除いた¹⁵と定められていたが、代官は総年貢の¹⁶を自己の得分としていた。又「守護役人夫以下事、為_二御代官_一廻_二内外之秘計_一可_レ致_二御領安全之忠節_一事」¹⁶との条項も一般的に見られるものであるが、これも請文通りには行かなかつた。「年々守護役并田錢敗符可_レ被_二次進_一事、口口然_レ者、寺家一切不_レ可_レ有_二御信用_一毎度年貢等事、巨多守護役之由被_レ申候、然者敗符総可_レ被_レ進候、不_レ然者、

以_二此分_一可_レ有_二年貢立用_一候事¹⁷とあり、守護の収取強化にかこつけて、代官は不当な利益を得んとしたことが推察されるのである。又年貢の錢納化に伴つて和市が重要な問題になつてくる。「和市事、散用状_二更不_レ見可_レ被_レ注事_一」¹⁸とか、「米九石三升九合六勺分代分八貫二百十八文云_二和市以外御不審候事_一」¹⁹とあることによつてわかるように、代官は和市の差額を自己の収入としていたのである。

以上要するに、名主百姓の対庄園領主闘争を抑え、かつ年貢収取維持のために行つた武家代官登用も、結局庄園制維持には結果せずその反対の役割を果たしたのである。しかも武家代官の数々の非法にもかかわらず、その改替後は又他の在地主豪を武家代官に登用する以外には、庄園支配を続けることが不可能であるという現実、正は庄園領主は大きな矛盾に当面したのであつた。しかもこの矛盾を新たな支配方式に統一する力は、すでに庄園領主にはなかつたのである。

こうした状況下に起つた応仁の乱は、庄園領主の在地把握の意欲を全く消失させてしまつた。それを如実に示すのが代官請切制である。中沢帯刀元基が二十貫文で請切つて以来通例となつたが、この結果は云うまでもなく庄園領主が、在地から徹底的に遊離したことを意味する。²¹しかも現実の収入はその半分にも満たないのである。²²こうして庄園制は、その庄園収取機構内部においても崩壊段階に至つたのである。

七、おわりに

以上述べたことを要約すれば以下のごとくなるであろう。

(一) 南北朝期における庄民は比較的平等な内部構造を持ち、名主、作人という階層を求めることは困難であつた。こうした在地情勢に対応して、庄園領主は在地を強く把握せんとする意欲を示し、詳細なる土地台帳を作成して、鎌倉―南北朝動乱期にかけておそまつになつていた庄園支配の更新を目指したのであつた。庄園領主の封建的対応と云い得よう。これが効を奏したのが、半済撤廃後室町初期における庄園制の一時の安定期ということに現象したのである。

(二) 十五世紀に入ると庄民の階層分化は顕著になり、その結果出現する上層名主百姓を主体として損免要求闘争は激しさを加え、庄園収取を實現困難なものにしつつあつた。しかもこの頃の庄園領主は、有力名主百姓のみを年貢収取の基盤としたように、すでに全庄民を把握し得なかつたのである。かくして増々困難となつた庄園収取を維持せんとしてとつた支配方式が、僧代官に変わるものとしての武家代官の補任なのである。

しかし在地土豪たる武家代官は、その立場、内部に弱さを含みながらも、結局庄園制を崩壊に導く一要素になつたのである。庄園領主は、このように自己の領主権を侵蝕する存在になる在地土豪を代官にしなれば、庄内に成長しつつある地侍的名主百姓を抑えて、彼等から年貢を収取することが出来ないという矛盾に立たされたのであり、それを止揚できなかつたことが、庄園領主の歴史的におかれた立場だつたのである。

思うに大山庄の概説になつた感がないではない。しかしより正しい姿

が描け得たとすれば望外の喜びである。既に研究されつくされたかの錯覚を抱かせる庄園制の崩壊プロセスも、漠然と説かれるのみであり、特に室町期にはそれが顕著であると感じていた。その具体相を描こうとしたわけである。ただ残念なのは、この期庄園制的収取と深くからまりつつ展開する守護領国制について触れ得なかつたことである。別の機会に私見を問いたいと思つてゐる。最後に諸先学の叱責を強く望んで終りたいと思う。

昭和三十三年八月十二日了

補 註

一、 渡辺澄男「幾内庄園の基礎構造」なお柴田実編「庄園村落の構造」もこの種の実証的研究である。

2 安田元久「日本庄園史概説」

3 安良城盛昭「律令制の本質とその解体」及び古代、封建部会討論中の補説（一九五六年度歴史学研究大会報告「時代区分上の理論的諸問題」所収）

二、 1 東寺文書無号 承和十二年九月十日 民部省符案

2 3 西岡虎之助「庄園制における官省符省の変質」（同氏「庄園史の研究」下巻所収）

4 平安遺文四、一四二九 康和二年官宣旨案

5 平安遺文四 一八三〇 永久三年六月廿九日東寺政所下文案に「東寺政所下 大山庄住人等

各請「作庄内之田畠」偏称「私領」対「捍所役」…中略…被「停」止私領「了」…とあるのは、このことを明確に表わしたものである。

6 西岡氏前掲書、宮川満「庄園村落の展開」（史学研究第二集昭和25）

7 東寺文書案一―八 弘安十年 鎌倉幕府御教書

8 東寺百合文書に四一（以下単に、に四一とみ記す） 永仁二年十月廿三

- 日 鎌倉幕府御教書、る三二一四十 永仁三年閏二月廿日六波龍施行
 狀、に四一永仁三月八日大山庄地頭狀、分田事
 9 に四一永仁三年三月八日大山庄地頭狀分田事
 10 に一三一 元弘三年 後醍醐天皇綸旨
 11 庄民（家族）が、彼等の保有名田ぐるみ双方に分かれたか否かは、下
 地中分の最も大きな問題であり、しかも個別的に種々のケースがあり一
 様に論じられるものではないが、大山庄においては「……領家一円の百
 姓候上者……」（や三一五正和五年五月八日 石馬允請文）とか「……
 「……令レ中ニ分於下地一 致ニ各別所務一名主百姓以下一円進止之条……
 而近年当地頭……号ニ日役夫一駟ニ出当方百姓……」（ノ九一十七應永二
 年三月 日東寺雜掌頼勝申狀案）とあり、本文の如く結論づけ得ると思
 う。
 12 る三二一四十 永仁六年二月十五日法印良玄狀等
 13 ヒ三二一四三 年代未詳院宣
 14 マ六一八十 正安四年二月十二日 大山庄所務間事
 15 に八一 應永十二年丹波大山庄切田田數並年貢日記案によれば
 寺家方二町 少行事方二町、中綱方八段卅代、職掌方二町一段卅代とな
 つており、鎌倉期もこれと同様であつたと考えて良いと思う。
 16 供僧管理下の大方分（田地十二町余、畠五町）は、以後の大山庄領家
 方の中心舞台であり、切田分は各々別個の収取を行っているのである。
 17 や七一十三、文保元年十月日大山庄内檢取帳、
 18 例えば、三反五代 平庄司
 一反十五代 源内
 （中略）
 一反 平庄司 の如くである。
 19 室町期、名主百姓の神文に必ずでてくるこの六所明神については「古
 来より所々守護神御座、其倒を以、中沢家より氏神を六所ニ御建立在レ
 之」（西尾氏所藏大山記中巻、宮川滿氏前掲書より）とあり、地頭中沢

氏の氏神を村落神としたことがわかる。猶西垣晴次氏の御教示によれ
 ば、現在も、この六所明神の中心大山宮を中心にして宗教行事が行われ
 ているとのことである。

- 20 大山庄は元來水利の便悪く、平安時代より、隣庄、近衛家領宮田庄よ
 り水をひいて耕作しており（や一上 徳治三年五月廿八日大山庄預所狀
 庄用水井料田事）水の問題は、彼等庄民の死活の問題だつたのである。
 21 ロ一廿九 文保二年六月二十二日大山庄斗代注文
 22 や三一五 文保二年六月十四日 一井谷百姓等請文
 23 註22の史料に「……右御領者、以三下地ニ被レ切ニ進寺用之足ニ時、段別一
 色右代旨被レ定レ之畢……」とある。
 24 オ一三、文保二年十二月 大山庄百姓等重申狀
 25 や三一五 年代未詳十月十九日 大山庄百姓等申狀
 三、
 1 に十九、二〇、や七一十三 応安四年正月廿六日丹波大山庄田數並年
 貢名寄帳
 2 ミ九一十五、に四一 応安二年十一月二日 守護遵行狀
 ミ九一十五 に四一 応安二年十一月十五日 小林代長鼻打渡狀
 3 しかし最近、安良城盛昭氏の「封建的進化の二つの道」の一方とし
 て庄園領主の封建領主化へのコースという問題も提起され（勿論氏はこれを
 反動的コースと規定しているが）ており（同氏「太閤検地の歴史的前提」（一）歴
 研一六三号）、更に上島有氏によつて、庄園領主の新たな在地への対
 応ということが注目されている（同氏「播磨國矢野庄における百姓名の
 成立と名主百姓」日本史研究二九号等）又安田元久氏もこうした点に着
 目して庄園制の段階規定を意図している。（同氏「日本莊園史概説」昭
 和32）
 3 この職の分化が、室町期農民の在り方といかに結びつくかの総合的研
 究は今後の問題であらうが、永原慶二「日本封建社会論」（昭和30）、
 同氏「莊園解体期における農民層の分解と農民闘争の形態」（歴史評論
 四四、四五号）、安良城盛昭「封建領主制の確立」（昭和32）等に理論

的展開がある。こゝでは一応

名主職／加地子名主職 とうい分化を職の分化と考えておく。

5 永原氏前掲歴評論文四五号P46

6 に二八 永和三年四月十四日 丹波大山庄未進徴符において妙心は一斗二升余の未進を行つてゐる。

7 註6史料において、二十九名の未進者中二十五名が応安四年の名寄帳のA分に現われる者である。

8 一例として与一庄司をとりあげてみる、彼が名を出すところは、

宮内分七反 内一反平内大夫分 一反宗真(分) 廿五代与一庄司分

与一庄司分一反

行恒分一町三反四五代 内一反与一庄司分

覚円分一町卅代 内三反与一庄司分 となる。

9 経営面積を註8についてだけ云えば、

宮内四反廿五代、与一庄司五反廿五代、平内大夫一反、宗真一反、行恒一町二反四五代、覚円七反卅代となる。

10 に三五 康暦三年二月 日 丹波大山庄年貢残分注進状

11 に二二九 年未詳 丹波大山庄切田田数名寄帳

12 に四五 至徳三年二月 日 丹波大山庄田数名寄帳、これは番頭制採用史料として重要である。大山庄全田地二十町余を各々一町数反づつの七番、七番子に分け、七人の番頭を任命している。

13 永原氏前掲歴評論文四五号P44

14 上島氏前掲日本史研究二九号論文P21

15 に七一 応永五年九月廿四日 丹波大山庄長内出田注人、

16 田中氏が地頭中沢氏の一族であるとの証拠は多々ある、例えば、に四一 康暦二年十二月廿二日 將軍家御教書、に六五年未詳中沢基支状案

等

17 に八七 応永十四年十二月十五日 丹波大山庄百姓等申状

18 に一〇四 応永廿二年九月六日 丹波大山庄市井谷百姓等申状

19 に二八四 享徳三年 丹波大山庄西田井内検帳

20 に一六六 永享九年十一月十二日 丹波大山庄内検帳

21 この内検帳において初めて某名という記載様式をとる部分がいくつか見られるが、これは南北朝期の百姓名の名主||名主百姓の名が襲名化され、かつ地名化したものと思われる。こうした記載様式の変化にも、南北朝期における庄園領主権力と、十五世紀中葉のそれとは、決定的に異なっていることが窺われよう。

22 このことを左に図示してみる、



四、 1 や三―五 康暦二年 室町幕府御教出

に四七 永徳二年 〃 〃 等校挙にいとまがない。

2 ミ九―十五、に四一 応永二年 守護遷行状

3 例えば摂津国垂水庄においては

ミ六三―八〇 貞治二年十二月九日 光範書状

ユ一―一九 貞治四年閏九月三日將軍家御奉書案

め四一―五〇 貞治四年後九月十八日 守護遷行状案等によつてこれを窺うことが出来る。

4 上久支庄については上島有「南北朝期における幾内の名主」(中世社会の基本構造)昭和33所収)矢野荘については、同氏前掲日本史研究二

九号論文、垂水庄については島田次郎「守護領国下における摂津国垂水庄について」(ヒストリア第四号昭和27)

5 オ一―二五 永徳二年七月五日 大山庄領家方所務職請文

6 に三〇 康暦元年四月廿七日 大山庄領家方所務職請文案において、

七反余の百姓職について公文快秀が

「石百姓職者、行岡刑部次郎 雖被_レ宛行_一 末進懈怠不法之間、召_レ放彼行岡充_二行恒延次郎_一也……」と述べていることから、このことは明瞭であろう。

7 に四五 至徳三年二月 日 丹波大山庄田數名寄帳、前節註12

8 に五五 嘉慶二年丹波大山庄地下引物並未進注進狀に番頭免一石三斗とある。

9 渡辺澄男氏は、番の機能を夫役、雑公事の均等な恒常的取取とするこ
とより、大山庄における番頭制採用を古代的取取の維持の爲と結論づけ
たが、(「番頭制庄園の研究」同氏「幾内庄園の基礎構造」所収)、私は
本文にて述べたごとく、年貢取取の円滑化を意図したものと考え、古代
的取取の維持とするよりは、支配方式の更新という積極的面を評価した
と思う。

10 註5

11 や三一五 永徳二年七月五日 大山庄所務職請人請文

12 に二一 応安八年二月十日 丹波大山庄年貢地下散帳

13 に二八 永和三年四月十日 丹波大山庄年貢末進徵符

五、
1 前節註13

2 に三三 康暦二年二月 日 丹波大山庄年貢末進徵符

3 前節註6

4 に三七 康暦三年二月 日 丹波大山庄末進徵符において行岡は五石
の末進を行つてゐる。

5 一例を挙げれば、に五七 康応元年丹波大山庄年貢散用狀において、
七石余が去年末進分としてこの年に納められている。

6 永原氏前掲歴評論文四四号P 17 氏は上久世庄の分析にてこの点に着
目された。

7 に一〇四 応永二二年九月六日 丹波大山庄市井谷百姓等申狀

8 に一七一 年未詳中西明全書狀

9 註8

10 に一一六 年未詳 丹波大山庄市井谷百姓等申狀

11 に一七九 年未詳 丹波大山庄地下人申狀

12 損免要求斗争に関する作人層Ⅱ小百姓の独自の主張は、史的には追
求し得ないが、このことは作人層の存在を否定するものではない。この
期における作人層の主張が、名主層のそれと、矛盾を表面にだすほどに
は異なつていなかったからである。

13 に一七一 年未詳中西明善書狀(註8)、註11等

14 註7、註10等

15 16 に二三二 享徳元年 丹波大山庄一院谷百姓等申狀

17 ノ三四一四〇 享徳元年十二月二日 丹波大山庄一院谷百姓等申狀

18 に五五 嘉慶二年 丹波大山庄地下引物並未進注進狀

19 永原氏はこの頃の損免獲得の配分について左の如きコースを描いて
いる。

免額先行↓庄民内部の力関係↓庄内権力者(同氏前掲歴評論文四四号
(配分規定なし)
P 18)私は本文にて述べた様に

(免率先行)↓名田(名主職)の保有高↓庄内有力名主百姓

(配分規定あり)
結論においてはさして差異がないようであるが、その過程は正反対であ
る。損免要求の主体が彼等有力名主百姓であつてみれば、その間におけ
る公平な配分は当然のことと思うのである。

六、
1ノ九一十七 応永十九年 東寺雑掌額勝申狀

2 イ二五一四五 応永廿六年七月廿二日 丹波大山庄代官職請文

3 4 註1

5 に八七 応永十四年 丹波大山庄一井谷百姓等申狀

6 ノ三四一四〇 応永十四年十二月二日 喜阿彌狀

7 チ一六 応永廿四年八月 日 東寺雑掌申狀

8 9 チ一六 応永二十四年八月 日 東寺雑掌申狀

ア十三一二〇

十月 日

10 十一一六 (四一五) 十二月 日
に一一五 年未詳 七月廿八日 丹波大山庄市井谷百姓等申状
に一一六 八月五日
に一一七 八月十二日
に一一八 九月十五日

11 稻毛修理亮が再び代官となつた支証は数々あるが、
ノ三四一四〇 正長二年 丹波大山庄百姓對「稻毛入道」請文案などもの一つである。

12 註11

13 一一四一 正長元年 九月十七日 土屋宗玄契約状案

14 一一七二 年未詳 則宗書状

15 一一二五 永徳二年七月五日 権律師大山庄所務職請文等。

16 例えは 一一五九 永享五年 丹波大山庄寛用違目事書案に

「……五分一代官得分事……当年荒分……を後に立て以前五分一ヲ除之間、公平無之、以三荒混河成不作損亡等之□□官分可引之……」
とある。

17 註16

18 19 註16

20 一一二〇 文明十四年五月廿七日 丹波大山庄領家方大方分代官職請文

21 代官請負制と請切制では庄園領主権力の在地浸透度において決定的に段階の差があると思う。前者においては、現実はいかにあろうとも、代官はあくまで庄園領主の現地所務機関たる性格を持つが、後者はこうした代官の性格を一応止揚している。即ち独自の方法で庄民を支配する可能性が開けたわけである。支配方式に関しては庄園領主から一切干渉を受けないのであり、定められた年貢(公用錢)を懈怠なく納めればよかったのである。

22 請切高は二十貫文であるが、現に納めるのは十貫文程度であつた。

釈慶政略伝

(二)

(五五頁より続く)

〔楞嚴院廿五三昧過去帳長和二年七月十八日始記〕

寛喜二年秋八月十日夜書寫之了、近日毎夜「染筆、或以後夜鍾為限、随分至志、押眠無何」哀傷甚多、仍故以書之、抑此記作者、可尋之矣」或云、源信僧都述云々、源信逝去之後、覺超僧都「書統之、覺超他界之後、無人于統之云々、相似沙門」慶政敬以記之

〔当麻寺流記〕

宰相中将入道以自筆被書送之、彼狀云、於御草「庵可被清書者云々慶政記之」

〔比良山古人靈託〕慶政作

延応元年五月十一日御不例、同十九日關千日「護摩、參向矣、自同

廿三日參住至于同廿八日」其間三ケ度靈託云々、已上九ケ日參住也」

事外御滅之間、此書輒不可令見人之由「被仰、仍不可出窓外之由令申了一本進將軍家了」

(巻末)

延応元年五月廿三日參住法性寺殿至同廿八日「其間三ケ度龍向此靈託所、或時ハ子丑時、或「時ハ寅時マテ問答ス、其間人々心操当来」果報等略之了」沙門慶政記

比良山古人靈告草案也

〔漂到流球国記〕慶政作

于時寛元二年九月廿八日夜「於燈下依船頭并一兩同法説粗以記之

〔振鈴寺縁起〕慶政作

(電元四)

歳次丙午正月八日粗以記之

〔関寺観音堂縁起〕慶政作

建長「五年三月十八日記之

〔笠置寺事〕

秋夜寅刻於燈下以笠置本「馳筆了

解脱上人筆也」空阿弥陀佛房所持来矣」沙門慶政記之(一三頁)